

物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金申請用 Q A

①要件に手続き中の認定農業者・認定新規就農者は申請可能か？

- ・「認定農業者又は認定新規就農者*であること」の要件については、交付申請時に既に認定済であり、**基準日（令和 8 年 6 月 1 日）が「認定の有効期間」内の認定書のみ対象**となる。
- ※ 有効期間が記載されていない認定書については対象外とする。

②要件となっている「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティネット構築事業」、「配合飼料価格安定制度」、「園芸施設共済」とは？

- ・ **農業経営収入保険** 問合せ先：NOSAI 静岡西遠地域センター
自然災害や価格低下のみならず、けがや病気による収穫不能や取引先の倒産など、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少を幅広く補償する国の制度。
- ・ **施設園芸セーフティネット構築事業** 問合せ先：農協等
省エネルギー化に取り組む事業者団体等に対し、農業者と国の拠出により、施設園芸（野菜、果樹、花きの栽培）に要する重油、灯油の燃油価格が一定以上に高騰した場合に補てん金を交付する国の制度。
- ・ **配合飼料価格安定制度** 問合せ先：農協、飼料会社等
配合飼料の値上がりによる畜産経営の影響緩和を目的に、加入生産者等から積立金を徴収し、それを財源として配合飼料の値上がりがあった場合に補てん金を交付する国の制度。
- ・ **園芸施設共済** 問合せ先：NOSAI 静岡西遠地域センター
農業用ハウスに対する、台風や豪雨災害、降雹、地震等の自然災害や火災等による公的な損害補償制度。

③「農業経営収入保険（令和 7 年又は 8 年）」、「施設園芸セーフティネット構築事業（令和 7 年度又は令和 8 年度）」、「配合飼料価格安定基金（令和 8 年度）」、「園芸施設共済（令和 7 年度又は 8 年度）」に関する加入済であることを証明する書類は具体的にどのようなものか？

- ・ 下記の書類をご提出ください。なお、提出が難しい場合は事前に事務局へご相談ください。
- ※なお、制度によっては時期的に受付を終了しているものもあるので注意すること。

（１）農業経営収入保険（令和 7 年または令和 8 年。法人の場合は令和 7 年度又は令和 8 年度） … 以下の①②のいずれかを提出してください。

①次のいずれかの条件を満たした「保険証書」

【個人】保険期間が令和 7 年 1 月～12 月末までの保険証書

【法人】保険期間に令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日のいずれかの日が含まれる証書

②加入申請書（令和 8 年新規加入者の場合）

【個人】：令和 8 年（令和 8 年 1 月～12 月末）を保険期間とする加入申請書でかつ受付印が令和 7 年 12 月 31 日までのもの

【法人】：保険期間に令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日のいずれかの日が含まれていて、かつ交付申請書の提出日（締切：令和 8 年 7 月 17 日）より以前の日の申込の受付印等があるもの

※個人の場合は、令和 6 年以前及び令和 9 年（保険期間：令和 9 年 1 月～12 月）の加入は対象としません。

また法人の場合は、令和 6 年度以前及び令和 9 年度の加入は対象としません。

（２）施設園芸セーフティネット構築事業（令和 7 年度又は令和 8 年度）

なお、施設園芸セーフティネット構築事業の添付書類を提出する場合は、申請前に農業振興課（053-457-2331）へ電話をしてください。提出方法を指示します。

（３）配合飼料価格安定基金（令和 8 年度） … 「令和 8 年度配合飼料契約数量」、「令和 8 年度配合飼料価格差補てん数量契約書」の写し 等

（４）園芸施設共済（令和 7 年度又は令和 8 年度）…以下の①、②のいずれかを提出してください。

※保険期間が令和 6 年度以前及び令和 9 年度の証書は対象外となります。

①次のいずれかの条件を満たした「共済証券」

ア. 保険期間に令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）のいずれかの日が含まれるもの

イ. 保険期間に令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）のいずれかの日が含まれるもの

②申込中の場合「加入申込書」

交付申請書の提出日（締切：令和 8 年 7 月 17 日）より以前の日付の加入申込年月日で、かつ保険期間に令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までのいずれかの日が含まれるもの

物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金申請用 Q A

④対象機器と対象外機器の具体例をもう少し教えて

【対象となるもの】新品のものが対象となり、中古品・リース等は対象外です。

①保冷库：農業で使用するもの

ただし、施設と一体化したタイプ（壁に断熱材を入れて建物の一室を冷蔵室にする等）の場合、庫内に設置する機器のみ対象。壁や天井等、構造物とみなされる物は対象外。

②ドローン：農業で使用するもの（肥料散布、農薬散布等）

③チップパー：農業で使用するもの（老木を粉碎し、園地内に散布する等）

④フォークリフト：農業で使用するもの（農業用倉庫内での使用等）

⑤油圧シャベル：農業で使用するもの（伐根用等）

【対象外となるもの】

ア. 農業用動力機械の修繕 …なお、消耗品や部品等の交換も対象外。

イ. 太陽光や太陽熱利用設備、蓄電池の設置、カーテン・ビニール・被覆材等の「資材」の購入

ウ. 施設の導入及び施設付帯設備（例：天窓装置、換気扇、暖房機、果樹棚、ハウス建設等）

エ. アタッチメント単体…ただし、本体と一括購入の場合は対象。

オ. 補助対象経費（税抜き）が、50 万円以下の機器

見積書で 50 万円以上のものでも、購入の際に値引き対応等で 50 万円を下回った場合は、その時点で補助対象外。

カ. 複数台の同時購入…1 申請 1 機器のみ対象。

キ. 更新、追加購入…既存機器と比較したときに処理能力が 1.3 倍以上向上しないもの

⑤「同種機器」とはどういうものか？

同じ作業目的として購入する機器の事を言います。ただし、同じ作業目的であっても、初めて購入する次の場合は、別機器とみなします。

ア. 乗用型

例：現在、非乗用型の機器を使用しており、今回初めて乗用型の機器を購入する場合

イ. 遠隔操作により作業する機器（例：ドローン等）

例：現在、動力噴霧器・スピードスプレイヤーを使用しており、今回初めてドローン等を購入する場合

ウ. 自動化（全自動化及び衛星位置情報を利用した直進アシストが標準装備）（例：直進アシスト機能付きトラクター）

カタログ等で自動化機能が標準装備であることが分かるものに限り、オプションや後付けしたものは対象外。

⑥処理能力が 1.3 倍以上の機器とはどういう項目があるか？

・令和 8 年 6 月 24 日現在の機器等の所有状況により新規・更新・追加購入を判断します。

・既存機器を更新する場合は、更新する機器と比較します。

・既存機器に追加購入する場合は、所有する同種機器のうち最も処理能力が高い機器と比較します。

・機器本体の処理能力を比較します。具体的には、「馬力」や「条数」、「薬剤又は肥料タンクの容量（燃料タンクの容量は対象外）」、「時間あたりの作業能力」等が挙げられます。（処理能力の項目に関しては、定められているものはないため、申請者自身が「処理能力が 1.3 倍以上となること」を証明できる項目であればよい。カタログ等に記載されている数値から計算式を用いて数値を導き出した場合（例：時間あたりの耕作面積、時間当たりの燃費など）は、その計算式を第 2 号様式「事業計画書」の「補足説明・算出方法等」に記載しなければなりません。）

・更新する機器と、今回購入する機器のカタログ等を比較して処理能力を記載してください。その際、どちらのカタログ等にも、記載のある処理能力が示されている箇所にマーカー等で色を付けてください。

・既存機器のカタログがない場合は、販売店またはメーカーが処理能力等を記載、押印したものを添付してください。（参考様式あり）

・既存機器との比較において、アタッチメントやオプションを同時購入することによる処理能力の向上は、機器本体の能力の向上とはいえないため対象外となります。

【適した例】既存トラクター 25 馬力、更新予定トラクター 35 馬力＋ハンマーナイフモア

「トラクターの馬力を向上（1.4 倍）させ、作業効率を上げる」

【適さない例】既存トラクター 25 馬力、更新予定トラクター 30 馬力＋ハンマーナイフモア

「トラクターを更新（1.2 倍）することで草刈りの効率を上げる（1.3 倍）」

この場合、トラクター本体の性能による作業効率の向上ではないため対象外となる。

浜松市ホームページには参考に「処理能力向上基準算出例」を掲載しております。ご参考にお使いください。

なお、判断に迷う場合は、農業振興課（053-457-2331）へご連絡ください。